【韓国】海洋廃棄物及び海洋汚染堆積物の管理に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

*2019年12月3日、海洋プラスチックごみを始めとする海洋汚染への対策強化を目的とした「海洋廃棄物及び海洋汚染堆積物管理法」が制定された。2020年12月4日に施行される。

1 背景と経緯

韓国では 1990 年代後半から海洋ごみ対策が行われており、2008 年 1 月には「海洋環境管理 法」が施行された¹が、近年、政府は海洋汚染対策を更に強化する方針を打ち出している。

政府は 2017 年 7 月に策定した「100 大国政課題」 2 で、海洋環境に関連し、「きれいな海、豊かな漁場」の実現を挙げたのに続き、2019 年 5 月には「海洋プラスチック低減総合対策」 3 を策定した。これは、2018 年を基準として、2022 年までに海洋プラスチックの廃棄を 30%、2030 年までに 50%削減することを目標としたものである。

これらを経て、海洋廃棄物の実態調査の実施を新たに規定し、廃棄物の類型別の管理主体、 回収命令制と求償権行使の根拠等を整えた「海洋廃棄物及び海洋汚染堆積物管理法案」⁴が 2019 年 10 月 31 日に国会で可決、同年 12 月 3 日に公布された。2020 年 12 月 4 日に施行される。

2 制定法の概要

この法律⁵は総則、海洋廃棄物及び海洋汚染堆積物の管理等、海洋廃棄物管理業等、補則、罰則等の5章構成のもので、本則39か条と附則とから成っている。

(1) 総則(第1条~第6条)

この法律は、海洋廃棄物及び海洋汚染堆積物を環境に良い方法で体系的に管理するために必要な事項を定めることで、海洋環境の保全と国民の生活の質の向上に寄与することを目的としている(第1条)。

「海洋廃棄物」とは、海洋及び海岸に流出・投棄・放置された廃棄物を指し、「海洋汚染堆積物」とは、海洋に堆積した物質であって、海洋環境基準を超過する物質を含むもの又は人体、財産、生活環境、自然環境に害を及ぼすものを指す。また、「海域管理庁」とは、管轄海域の海洋環境の改善や海洋汚染防止活動等の業務を行う自治体の長及び海洋水産部(部は日本の省に相当)長官(以下「長官」)を指す(第2条)。

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年3月10日である。

¹ 鈴木良典「海洋ごみをめぐる動向」 『調査と情報─ISSUE BRIEF─』 927 号, 2016.11.15, p.9. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 10213573 po 0927.pdf?contentNo=1>

² 「문재인 정부 국정훈영 5 개년 계획」대한민국 정책브리핑ウェブサイト http://www.korea.kr/common/download.do?tblKey=EDN&fileId=211948

http://www.korea.kr/common/download.do?tblKey=EDN&fileId=211948
う 「해양 플라스틱 저감 종합대책」해양수산부ウェブサイト

http://www.mof.go.kr/jfile/readDownloadFile.do?fileId=MOF ARTICLE 28209&fileSeq=1>

⁴ 「[2007173] 해양폐기물 및 해양오염퇴적물 관리법안(김성찬의원 등 10 인)」의안정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC P1A7B0T6U0P1M1N5C4H7M3G4R9F3J2>

長官は、海洋廃棄物及び海洋汚染堆積物管理に関する基本計画を10年ごとに策定し、5年が経過した時にその妥当性を再検討し、変更できる(第5条)。また、基本計画及び海域管理庁が毎年策定する施行計画の策定・施行等のための実態調査を行うことができる(第6条)。

(2) 海洋廃棄物及び海洋汚染堆積物の管理等(第7条~第18条)

何人も海洋に廃棄物を排出してはならないが、海洋環境の保存・管理に影響を及ぼさないものは、海洋水産部が定める処理基準・方法に沿って排出することができる(第7条)。また、自然災害や事故等、不可避の場合に排出が許される要件も定められている(第8条)。大統領令で定める廃棄物は、長官の許可を得て埋立ての方法で処分するか、又は海底に隔離し処分する(第9条)。同じく大統領令で定める二酸化炭素ストリーム⁶は、長官の許可を受けた上で、定められた方法で海底堆積層に貯蔵することができる(第10条)。

済州(チェジュ)特別自治道知事及び基礎自治体の長は、管轄区域の海岸にある廃棄物を回収し、海域管理庁は管轄海域の海上・海中に浮かぶ廃棄物を回収する。また、それぞれの廃棄物の排出原因となった行為をした者に対して、当該廃棄物の全部又は一部の回収を命ずることができる(第12条~第13条)。海域管理庁は、第6条の規定による実態調査の結果、海洋環境に及ぼす影響が高いと判断した場合は、海底に沈積した海洋廃棄物を回収し、海洋汚染堆積物を浄化する(第14条、第16条)。

(3) 海洋廃棄物管理業等(第19条~第27条)

廃棄物の海洋への排出や海洋廃棄物の回収、海洋汚染堆積物の浄化等を営む者は、技術能力と船舶・設備及び装備等を備え、海洋廃棄物管理業者として登録しなければならない(第19条)。登録業者は、廃棄物処理の実績書を作成し、長官に提出しなければならない(第21条)。

長官は、廃棄物の検査と海洋廃棄物及び海洋汚染堆積物の調査を専門的に行うため、専門機関を指定することができる(第25条)。また、総合的・体系的な管理のため海洋廃棄物及び海洋汚染堆積物管理センターを設置することができる(第27条)。

(4) 補則 (第28条~第34条)

海域管理庁又は自治体の長は、廃棄物の回収・浄化・処理命令を受けた者が命令に従わない場合、「行政代執行法」に沿って代執行を行い、費用を違反者に請求することができる(第28条)。国は、実態調査、廃棄物の海洋流入の遮断、廃棄物回収、船舶・施設運営、監視活動・回収・浄化活動のための財政的・技術的支援を行うことができる(第29条)。

また、長官は、海洋廃棄物等管理に必要な情報を体系的・効率的に扱うために、電子情報処理システムを構築・運営しなければならない。廃棄物を排出・回収・浄化する者は、このシステムに内容を入力し、長官は、このシステムに入力された情報を公開しなければならない(第30条)。

(5) 罰則等(第35条~第39条)

廃棄物を違法に海洋に排出した場合、未登録で海洋廃棄物管理業をした場合、又は指定を受けずに専門機関業務をした場合、3年以下の懲役又は3千万ウォン⁷以下の罰金に処する(第35条)。

⁶ 二酸化炭素が大量に発生する施設等から捕集過程を経て高圧で液化した二酸化炭素。

⁷¹ウォンは約0.1円(令和2年3月分報告省令レート)。